

令和8年度佐賀市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月31日

佐賀市

佐賀市交通局

目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	提案参加条件	1
4	スケジュール	2
5	質問の受付及び回答方法	2
6	参加申込手続	3
7	提案書等の提出	3
8	審査方法及び審査基準	4
9	契約締結	5
10	その他留意事項	5
11	失格事項	5
12	事務局	5
別表	審査基準	6

1 趣旨

本要領は、佐賀市及び佐賀市交通局が発注する「令和8年度佐賀市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度佐賀市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務

(2) 業務内容

自動運転バスのレベル4実装に向け、以下の2つの業務を包括して行う。なお、業務内容については、「仕様書」のとおりとする。

業務区分	発注者	業務内容
① 車両調達業務	佐賀市交通局	自動運転バスの調達、改造、輸送、登録手続き支援等
② 実証運行等業務	佐賀市	準備運行、実証運行、事後運行、実用化計画の改訂等

(3) 提案上限額

①車両調達業務：100,640,680円（消費税及び地方消費税を含む。）

②実証運行等業務：46,224,775円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期限

①車両調達業務：令和8年10月7日（水）

②実証運行等業務：令和9年2月26日（金）

3 提案参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者

③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

④参加表明書の提出期限において、佐賀市の指名停止処分又は指名回避措置を受けていない者

⑤市区町村税及び国税の滞納がない者

⑥自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの
- (2) 複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者及び構成事業者が上記(1)の全てを満たさなければならない。
- (3) 複数提案参加の禁止
- 提案参加者は、1件のみ提案できるものとする。
- (4) 他の提案参加者の構成員となることの禁止
- 既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4 スケジュール

公募開始から受託優先交渉権者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始	令和8年7月31日（金）から市のホームページにて提出書類等のダウンロード可。
質問の受付締切	令和8年8月7日（金）17時
質問に対する回答期限	令和8年8月10日（月）17時
参加表明書の提出締切	令和8年8月14日（金）17時
提案書等の提出締切	令和8年8月20日（木）17時
プレゼンテーション審査	令和8年8月24日（月）午前
審査結果通知	令和8年8月31日（月）まで
契約締結	優先交渉権者と協議が調い次第行う。

※上記のスケジュールは変更となる可能性があります。

5 質問の受付及び回答方法

- (1) 提出書類

質問書（様式は任意）による。（連絡先を必ず明記すること。）
- (2) 提出期限

令和8年8月7日（金）17時（期限後の質問は一切受け付けない。）
- (3) 提出方法

電子メールによる。（宛先：kotsuseisaku@city.saga.lg.jp）

(4) 回答方法

令和8年8月10日(月)17時までに佐賀市ホームページ上に質問及び回答を掲載する。なお、質問者の氏名等は掲載しない。

6 参加申込手続

(1) 参加表明書(様式第1号) 正本1部

(2) 提出期限

令和8年8月14日(金)17時(郵送の場合も同時刻必着)

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送による。

7 提案書等の提出

(1) 提案書(様式第2号) 正本1部

(2) 企画書(自由様式) 正本1部、副本7部

- ・A4判とし、様式は特に定めのないものとする。(A3判などを使用する場合は、出力後A4サイズに折ること。)
- ・仕様書の内容とともに、「8 審査方法及び審査基準」にある評価項目の視点に沿って、提案内容をわかりやすく具体的に記載すること。その際、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。なお、以下の①～⑥については記載必須事項とする。図表等を用いることも可とする。

①実施体制

②他都市におけるレベル4実装に向けた取組実績

③実証運行に向けた道路インフラ調査及びリスクへの対応方針

④使用車両の性能、納入方法、保証、保守管理、ソフトウェア更新及びサイバーセキュリティへの対応

⑤実証運行に取り組む具体的な技術水準

⑥令和9年度末までのレベル4実装(国土交通大臣による走行環境条件の付与をいう。)に向けたスケジュールの詳細

- ・企画書の頁数は、A4判の両面で概ね15枚以内とする。
- ・企画書に記載された内容は、全て提案者が実現を約束したものとみなす。実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。
- ・提案見積額に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものを企画書に記載することはできない。

(3) 提案書付属書類 正本各1部

①会社概要(パンフレット可)

②登記簿謄本(法人格を有する団体の場合)

③役員名簿

④暴力団排除に関する誓約書(別紙)

⑤市区町村税完納証明書（事業者の所在地の市区町村税に未納がないことを証明する書類）

⑥国税納税証明書（税務署で交付される税務署様式その3）

⑦貸借対照表及び損益計算書（本提案を提出する直前の決算期におけるもの）

※本市に入札参加資格審査申請（指名参加願（業務委託関係））を提出している事業者は、⑤～⑦の提出を不要とする。

※共同企業体として提出する場合は、構成企業それぞれについて提出すること。

※②～⑥については、発行後3か月以内のもの（写し可）に限る。

(4) 同種事業実績書（様式第3号） 8部

(5) 費用見積書（様式第4号） 8部

見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）

(6) 提出期限

令和8年8月20日（木）17時（郵送の場合も同時刻までに必着とすること。）

(7) 提出方法

事務局に持参又は郵送による。

(8) 提出書類の取扱

①記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え又は撤回することはできない。

②提出書類の返却

提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

③情報公開等への対応

選定に係る情報公開等を行う際に、提出書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

①提案書を提出した全ての企業に対し、プレゼンテーションによる審査を行う。

②プレゼンテーションは、1社につき35分（説明20分、質疑15分）を予定し、順次個別に行う。

③審査はプロジェクター・スクリーンの使用を可とする。使用する場合は、8月14日（金）までに事務局へ申し出ること。なお、プロジェクター・スクリーンは事務局で用意するが、ノートパソコン等その他必要な機材は提案者が用意すること。

④審査では、各審査委員の採点の合計を審査委員数で除して得た平均60点を基準合格点とし、合計点で順位付けを行う。順位が1位の提案者を優先交渉権者とし、契約へ向けた交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点提案者と交渉を行うものとする。

⑤審査は非公開とする。

(2) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

9 契約締結

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときに、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、事務局は審査結果の次点の者と協議を行うことができるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- (2) 企画提案等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- (4) 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (5) 事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた様式等に示す条件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (6) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

12 事務局

佐賀市 都市戦略部 交通政策課（担当：小野・早田）

所在地 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7038（直通）／FAX 0952-40-7381

メールアドレス kotsuseisaku@city.saga.lg.jp

審査基準

評価項目		評価基準	配点
実施体制評価 (35点)	車両調達	・指定の場所・期日までに、「仕様書」に定める性能を備えた実証運行可能な車両を納品する計画となっているか。 ・車両及び自動運転システムの保守、保証並びにサイバーセキュリティ対策が適切か。	10
	人員体制	・業務量に見合った人員を配置しているか。 ・本業務に精通したスキルの高い職員を配置しているか。 ・事業の目的を十分理解し、事業達成のために実現可能な計画を策定する体制が整えられているか。 ※人員数、資格等から判断	10
	同種事業の実績	同種事業の実績を有しているか。	10
	ローカル発注	佐賀市内に本社又は支店を有する企業か。	5
提案内容評価 (50点)	実証運行の実施能力	・道路インフラ等を調査するとともに実証に必要な3次元地図を作成し、リスクを踏まえて円滑にレベル4で実証運行できる内容となっているか。 ・令和9年度末までのレベル4実装が実現可能な内容となっているか。	25
	乗客等への対応	・社会的受容性の向上につながる内容となっているか。 ・事故等の不測の事態が発生した際に適切な対応ができる内容となっているか。	15
	事業検証	「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」の改訂にあたり、実効性のある計画を策定できる内容となっているか。	10
経費評価 (15点)	見積内容の妥当性及び金額	提案見積額が低い順から以下のとおり配点する。 1位：15点、2位：10点、3位：5点、4位以下：0点 (注)同額の場合は同順位とし、次点はその次の順位の点とする。	15
合計			100

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴市が必要な場合には、佐賀県警察佐賀北警察署に照会することについて承諾します。また、今後私が貴市と行う他の契約等の場合にも、同様の取扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの
- 2 1の(1)から(6)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和8年 月 日

佐賀市長 坂井 英隆 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

性 別 男 ・ 女 _____